

会計年度任用職員への出産支援休暇の導入について（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、会計年度任用職員に出産支援休暇を導入する。

2 内 容

(1) 取得期間

男性職員の配偶者の出産の直前又は出産の翌日から起算して2週間以内

(2) 付与日数

2日以内

(3) 取得単位

- ・ 日又は時間を単位として承認することができることとする。
- ・ 時間を単位として承認された出産支援休暇は、1日の勤務時間をもって1日と換算する。

(4) 報酬の取扱い

有給

(5) その他

- ・ 対象となる子の範囲や手続等については、常勤職員の例による。
- ・ 週の所定勤務日数が3日以上又は1年間の所定勤務日数が121日（月当たり換算11日）以上の職員に限る。

3 実施時期

令和4年1月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。